

報告第5号

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会専門部会設置要領を次のように定める。

平成15年6月30日

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会幹事会組織及び運営に関する規程第7条の規定に基づき、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる担当課等の長をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員並びに関係団体職員の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年6月30日から施行する。

別表（第3条関係） 専門部会担当課

専門部会名	担 当 課 等		
	大平町	岩舟町	藤岡町
総務部会	総務課、企画財政課 管財課、税務課、出納 室	総務課、企画課、税務 課、出納室	総務課、企画財政課 税務課、出納室、
企画部会	企画財政課、出納室	企画課、出納室	企画財政課、出納室
住民生活部会	住民生活課、保険児童 課、税務課、	住民生活課、税務課 保険児童課	住民課、部屋出張所 税務課、環境保険課
保健福祉部会	健康福祉課、保険児 童課	健康福祉課、保険児童 課、	健康福祉課
産業経済部会	農林課、商工観光課 農業委員会事務局	経済課、農業委員会事 務局	農政課、商工観光課、 農業委員会事務局
建設部会	都市計画課、道路建 設課、下水道課、水 道課、中心市街地活性 化対策室	建設課、水道課、下水 道課、都市計画課	建設課、都市計画課、 水道課、下水道課
教育部会	学校教育課、生涯学 習課、人権推進課	学校教育課、社会教育 課、人権推進室	学校教育課、生涯学習 課、人権室
議会事務局部会	議会事務局	議会事務局	議会事務局

専門部会の構成員は、担当課等の長とする。